

副官ヨリ各師團參謀長、朝鮮駐劄軍參謀長、

台灣總督府及關東都督府陸軍參謀長、

會案

(陸軍省)

(陸軍省)

大正五年度陸軍勤負計畫訓令細則第四

十八條ヲ以テ公用行李入組品ハ其ノ全部若ハ

一部ヲ準備品ト爲シ得ルコトニ被定候邊貴

師團ニ於ケル右準備ノ程度詳細通報相成

度候也

追テ部隊ニ依リ右準備ノ品目、數量ヲ異

ニスル場合ハ夫々區分セラレ度爲念、申添候

陸軍省 第二四 三月廿日

台湾總督府及關東軍駐紮所陸軍參謀長行「
 」内「」部「」三、
 駐紮所陸軍參謀長行「
 」軍「」作「

理由

大正五年度以降増加スル勤負部隊ニ要スル行李入組品
 、費用ハ^{別紙}別紙ニ據負ヲ交付スルノ要アルト一面ニ各
 師團ニ於ケル整備程度ノ概況ヲ知ルノ要スルニ由ル

別紙回答	陸軍省
三月五日	建設課

陸軍